

至誠館大学萩文化スポーツセンター管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学萩文化スポーツセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 至誠館大学は地域にある大学として、地域の方々に開かれた大学となるべく、センターはその拠点として、文化・スポーツ・地域貢献活動の充実発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域のスポーツ・文化・芸術・子ども福祉の調査研究に関すること
- (2) 地域のスポーツ・文化・芸術・子ども福祉の振興に関すること
- (3) 地域の健康づくり・生きがい創造・子育て支援の場の提供に関すること
- (4) その他センターに関すること

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 事務局

(センター長)

第5条 センター長は、理事長が任命する。

2 センター長は、センターの運営を掌理する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名する職員をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理するとともにセンター職員を指揮してセンター業務を処理する。

(連絡会議)

第7条 センターの効果的かつ円滑な運営のため、連絡会議を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学長
- (4) 副学長
- (5) 学部長
- (6) 事務局長
- (7) その他センター長が必要と認めた者

3 センター長は、連絡会議を招集し、その議長となる。

- 4 連絡会議が必要と認めたときは、必要に応じて連絡会議の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(諮問委員会)

第8条 センター長の諮問に応じ、センターの運営に関する重要事項について調査、審議するため、諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員15名以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちからセンター長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の役職員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他センター長が必要と認める者
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会が必要と認めたときは、必要に応じて委員会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

制 定 平成30年 4月 1日
改 正 平成31年 4月 1日（第1回改正）
令和 4年 7月 1日（第2回改正）